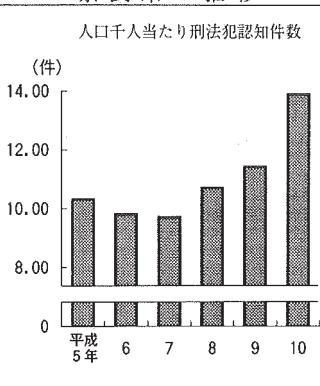


97 刑法犯認知件数

都道府県名	順位	人口千人当たり 刑法犯認知件数(件)	都道府県名	順位	人口千人当たり 刑法犯認知件数(件)
福 岡	1	24.87	沖 縄	24	12.92
大 阪	2	22.31	長 崎	25	12.69
東 京	3	21.23	福 島	26	12.03
千 葉	4	20.82	宮 城	27	11.81
和 歌 山	5	19.80	熊 本	28	11.70
埼 玉	6	19.15	山 口	29	11.51
京 都	7	18.85	福 井	30	11.49
愛 知	8	18.55	三 重	31	11.32
滋 賀	9	16.93	鹿 児 島	32	10.82
広 島	10	16.71	岩 手	33	10.59
宮 城	11	16.48	山 梨	34	10.46
全 国 平 均		16.08	鳥 取	35	10.33
神 奈 川	12	16.04	秋 田	36	10.16
愛 媛	13	15.00	徳 島	37	9.98
高 知	14	14.85	大 分	37	9.98
群 馬	15	14.65	新 潟	39	9.84
北 海 道	16	14.51	島 根	40	9.80
静 岡	17	14.45	香 川	41	9.72
岡 山	18	14.39	富 山	42	9.62
栃 木	19	14.26	山 形	43	8.90
☆ 奈 良	20	13.87	石 川	44	8.69
兵 庫	21	13.77	佐 賀	45	8.26
茨 城	22	13.74	青 森	46	7.28
岐 阜	23	13.27	長 崎	47	6.81

奈良県の推移



関 連 指 標

項 目	奈良	滋賀	京都	大阪	兵庫	和歌山
刑法犯検挙率 (%)	52.7 (16位)	31.3 (41位)	33.4 (37位)	33.3 (38位)	40.7 (31位)	52.7 (15位)
人口千人当たり 窃盗犯認知件数 (件)	12.47 (21位)	15.12 (9位)	16.32 (7位)	19.49 (2位)	12.18 (23位)	17.43 (5位)

資料出所
出方
所法
等

・資料出所 警察庁「犯罪統計書」
 ・調査時点 平成10年
 ・調査周期 毎年
 ・算出方法 刑法犯認知件数÷総人口
 (注) 刑法犯には、交通事故関係を含まない。

98 交通事故発生件数

都道府県名	順位	人口10万人当たり 交通事故発生件数(件)	都道府県名	順位	人口10万人当たり 交通事故発生件数(件)
福 岡	1	989.7	熊 本	24	628.1
静 岡	2	858.9	福 島	25	617.2
群 馬	3	848.7	岐 阜	26	607.9
茨 城	4	773.3	長 野	27	601.5
和 歌 山	5	766.7	三 重	28	601.3
石 川	6	756.7	☆ 奈 良	29	584.0
徳 島	7	742.9	埼 玉	30	580.9
愛 媛	8	742.2	大 分	31	571.7
山 梨	9	741.6	福 井	32	568.1
神 奈 川	10	724.9	大 阪	33	565.0
香 川	11	721.3	佐 賀	34	561.7
鹿 児 島	12	686.7	新 潟	35	542.6
栃 木	13	686.6	東 京	36	539.9
愛 知	14	686.3	千 葉	37	534.6
兵 庫	15	686.2	山 形	38	519.5
京 都	16	681.9	宮 城	39	503.2
山 西	17	670.1	長 崎	40	502.2
富 山	18	668.1	北 海 道	41	493.9
高 知	19	662.6	鳥 取	42	462.9
滋 賀	20	657.6	秋 田	43	398.5
岡 山	21	655.4	鳥 取	44	390.5
広 島	22	652.4	岩 手	45	387.1
大 阪	23	641.4	宮 崎	46	347.8
全 国 平 均		635.5	沖 縄	47	292.4

奈良県の推移

関 連 指 標

人口10万人当たり交通事故発生件数		項 目	奈 良	滋 賀	京 都	大 阪	兵 庫	和 歌 山
(件)		人口千人当たり 道路交通法違反 検挙件数(件)	48.5	84.3	105.7	87.4	104.5	64.4
		警察庁 「犯罪統計書」 (平成10年)	(42位)	(8位)	(2位)	(6位)	(3位)	(30位)
(件)		人口1万人当たり 交通事故による救 急出場件数(件)	55.1	58.7	68.8	60.0	49.0	59.8
		自治省 「消防白書」 (平成10年)	(8位)	(6位)	(1位)	(4位)	(20位)	(5位)

資料出所等

- 資料出所 警察庁「交通年鑑」
- 調査時点 平成10年
- 調査周期 毎年
- 算出方法 交通事故発生件数÷総人口

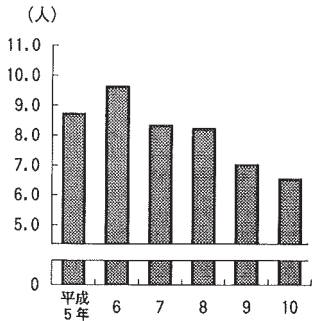
10 安 全

99 交通事故死者数

都道府県名	順位	人口10万人当たり 交通事故死者数(人)	都道府県名	順位	人口10万人当たり 交通事故死者数(人)
香川	1	13.4	山形	25	8.6
岡山	2	12.4	山 広	26	8.5
三 重	3	12.3	石 川	27	8.4
山 梨	4	12.1	熊 本	28	8.3
徳 島	5	11.9	鹿 児 島	29	7.7
茨 城	6	11.8	静 宮	30	7.6
岐 阜	6	11.8	岡 城	31	7.5
佐 賀	8	11.5	秋 田	32	7.3
山 口	9	11.1	富 山	32	7.3
新 潟	10	10.7	全 国 平 均		7.3
滋 賀	10	10.7	福 岡	34	7.1
鳥 取	12	10.4	京 都	35	7.0
群 馬	13	10.3	千 葉	36	6.9
島 根	13	10.3	分 岐	37	6.8
福 井	15	10.1	大 宮	37	6.8
栃 木	16	9.8	☆ 奈 愛	39	6.5
岩 手	17	9.5	沖 縄	40	6.1
北 海 道	18	9.4	長 崎	40	6.1
長 野	18	9.4	兵 庫	42	6.0
高 知	18	9.4	玉 塚	43	5.9
愛 媛	21	9.3	大 阪	44	5.4
和 歌 山	22	9.0	神 奈 川	45	4.5
青 島	23	8.9	大 神 東	46	4.1
福 島	24	8.7	京 都	47	3.1

奈良県の推移

人口10万人当たり交通事故死者数



関 連 指 標

項 目	奈良	滋賀	京都	大阪	兵庫	和歌山
自動車1万台 当たり死者数 (人)	1.2 (30位)	1.7 (3位)	1.4 (18位)	1.0 (39位)	1.2 (30位)	1.4 (18位)
交通事故100件 当たり死傷者数 (人)	118.5 (42位)	132.9 (3位)	123.7 (26位)	120.3 (38位)	122.6 (32位)	124.8 (23位)

算出
資料
出所
方法
等

- 資料出所 警察庁「交通年鑑」
- 調査時点 平成10年
- 調査周期 毎年
- 算出方法 交通事故死者数÷総人口

100 出火件数

都道府県名	順位	人口10万人当たり 出火件数(件)	都道府県名	順位	人口10万人当たり 出火件数(件)		
東山	京	1	56.07	千静	葉	25	43.55
島梨	2	53.45	全均	26	43.48		
広根	3	52.75	国平	43.10			
高島	4	52.08	青森	27	42.62		
	5	50.25	熊本	28	42.10		
宮城	6	49.97	群大	馬	29	41.63	
鳥取	7	49.45	徳島	30	41.16		
愛知	8	49.02	山形	31	40.79		
宮崎	9	48.31	長崎	32	39.65		
鹿見	10	48.19	山崎	33	38.51		
佐賀	11	47.94	埼玉	34	38.03		
茨城	12	47.14	愛媛	35	37.63		
岐阜	13	46.63	秋田	36	36.38		
三重	14	46.61	大分	37	36.33		
	15	46.26	滋賀	38	35.82		
兵庫	16	46.00	岩手	39	35.72		
福山	17	45.47	☆奈良	40	35.32		
山口	18	45.44	新	41	32.84		
和歌山	19	45.35	神奈	42	32.19		
栃木	20	45.23	沖繩	43	31.97		
岡山	21	44.38	福井	44	28.18		
北海	22	44.33	石川	45	27.59		
長野	23	43.99	京都	46	24.91		
	24	43.70	富山	47	17.67		

奈良県の推移

関連指標

人口10万人当たり出火件数		項 目	奈良	滋賀	京都	大阪	兵庫	和歌山
		建物火災1件 当たり損害額 (千円)	5,429 (13位)	3,898 (31位)	3,175 (40位)	2,943 (42位)	3,697 (34位)	7,133 (2位)
		自主防災組織率(%) (組織されている 地域の世帯数 総世帯数 (平成11年4月1日現在))	16.8 (42位)	53.9 (19位)	73.6 (7位)	48.7 (24位)	66.5 (10位)	17.1 (41位)

資料出
所方法
等

- 資料出所 自治省消防庁「消防白書」
- 調査時点 平成10年
- 調査周期 毎年
- 算出方法 出火件数÷総人口

指 標 メ モ

生活保護

生活保護とは、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的として、最低限度の生活需要の不足分を給付する制度である。

交通事故死傷者数

交通事故による死傷者の総数であり、事故の発生地別にとらえた数値である。

なお、死傷者は次により区分されている。

死 者……交通事故の発生後24時間以内に死亡した者をいう。

負傷者……交通事故によって傷害(重傷と軽傷)を負った者をいう。

なお、医師の診断により30日以上の治療を要する者を重傷といい、30日未満の治療を要する者を軽傷という。